

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>）</p> <p>第2章・第3章 [略]</p> <p>第4章 衛生管理</p> <p> 第1節～第2節 [略]</p> <p> 第3節 健康診断（<u>第38条—第51条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第52条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育機関の常勤の一般職の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する臨時的任用職員を除く。</u>）及び<u>同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）</u>の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p> （1）～（3） [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条—第2条の3</u>）</p> <p>第2章・第3章 [略]</p> <p>第4章 衛生管理</p> <p> 第1節～第2節 [略]</p> <p> 第3節 健康診断（<u>第38条—第52条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第53条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育機関の常勤の一般職の職員（<u>臨時的に任用される職員を除く。</u>）及び<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）</u>の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p> （1）～（3） [略]</p> <p> （4） <u>産業医 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の規定による産業医をいう。</u></p> <p> <u>（各課等の長の責務）</u></p> <p>第2条の2 <u>各課等の長は、この訓令に定める事項を適切に実施するほか、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。</u></p> <p> <u>（職員の責務）</u></p> <p>第2条の3 <u>職員は、職員の安全及び健康の確保上必要な事項について各課等の長、産業医その他の安全管理（職員の安全の保持に必要な措置をいう。以下同じ。）又は衛生管理（職員の健康の保持増進に必要な措置をいう。以下同じ。）に従</u></p>

(組織)

第4条 [略]

2 [略]

3 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。

(1)・(2) [略]

(3) 本庁の産業医(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)以下「法」という。)第13条の規定による産業医をいう。以下同じ。)

(4) [略]

(任期)

第5条 前条第3項の規定により教育長が任命する委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 [略]

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

(組織)

第10条 審査会は、委員9人以内をもって組織し、健康審査会の委員は医師のうちから、特別健康審査会の委員は学識経験者及び職員のうちから教育長が任命する。

2 [略]

(主任安全衛生管理者等)

第13条 職員の安全の保持に必要な措置(以下「安全管理」という。)及び健康の保持増進に必要な措置(以下「衛生管理」という。)を実施するため、主任安全衛生管理者、安全衛生管理者及び安全衛生管理事務主任を置く。

2～8 [略]

(産業医)

第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育長の任命する者を、教育事務所(盛岡教育事務所を除く。)、総合教育センター及び生涯学習推進センターにあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長を、学校にあつては学校医及び当該学校の所在地を所管区域とする保健所の所長(盛岡市に所在する学校にあつては、岩手県県央保健所長)をもって充てる。

2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分

事する者の指示又は指導を受けたときはこれを遵守するとともに、常に自己の健康の保持増進に努めなければならない。

(組織)

第4条 [略]

2 [略]

3 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育委員会が任命する。

(1)・(2) [略]

(3) 本庁の産業医

(4) [略]

(任期)

第5条 前条第3項の規定により教育委員会が任命する委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 [略]

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

第10条 審査会は、委員9人以内をもって組織し、健康審査会の委員は医師のうちから、特別健康審査会の委員は学識経験者及び職員のうちから教育委員会が任命する。

2 [略]

(主任安全衛生管理者等)

第13条 安全管理及び衛生管理を実施するため、主任安全衛生管理者、安全衛生管理者及び安全衛生管理事務主任を置く。

2～8 [略]

(産業医)

第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、学校、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育委員会が任命する者を、教育事務所(盛岡教育事務所を除く。)、総合教育センター及び生涯学習推進センターにあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。

2 産業医は、この訓令に定めるもののほか、次に掲げる業務

担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。

- (1) 本庁の産業医 本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センター
- (2) 保健所長（岩手県県央保健所長を除く。）である産業医 当該保健所の所管区域内に所在する教育事務所、総合教育センター、生涯学習推進センター及び学校
- (3) 岩手県県央保健所長である産業医 当該保健所の所管区域及び盛岡市内に所在する学校

(安全衛生担当者)

第16条 [略]

2 [略]

3 安全衛生担当者は、各課等の長の命を受けて各課等の安全管理及び衛生管理に関する事務を処理するとともに、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター、生涯

のうち医学に関する専門的知識を必要とする職務を行う。

- (1) 第24条第2項の規定による事後措置に関すること。
- (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項第1号に規定する面接指導等の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。
- (3) 職員の作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 職員の衛生のための教育に関すること。
- (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる業務について主任安全衛生管理者若しくは各課等の長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第15条の2 衛生管理者は、次に掲げる業務のうち技術的事項を管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第15条の3 衛生推進者は、前条第1項各号に掲げる業務を担当する。

(安全衛生担当者)

第16条 [略]

2 [略]

3 安全衛生担当者は、各課等の長の命を受けて各課等の安全管理及び衛生管理に関する事務を処理する。

学習推進センター及び学校の安全衛生担当者にあつては、保健所長である産業医の命を受けて予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。

(健康管理)

第24条 各課等の長は、職員の健康状態に常に留意し、健康に異常の認められる者については、休養を勧め、又は医師の診断を受けさせる等適当な措置を講じなければならない。この場合において、必要と認めるときは、産業医の意見を聴くものとする。

2 各課等の長は、第45条第1項又は第49条第1項若しくは第3項の規定により健康管理区分判定基準（別表第1。以下「判定基準」という。）に定める要保護の管理区分の判定を受けた職員又は第45条第2項の規定により要療養（A₁）又は要休業（A₁）の判定を受けたものとみなされた職員については、当該判定及び健康診断の実施に当たる産業医の意見に基づき、要保護者の保護措置決定基準（別表第2）に従い、適切な保護措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第24条の2 [略]

(健康の保持増進の義務)

第25条 職員は、健康の保持増進に常に留意するとともに、各課等の長の指示に従い、過労を避け、摂生を重んじ、健康の回復に努めなければならない。

(衛生教育)

第26条 各課等の長は、職員に対して健康の保持増進のために必要な衛生に関する教育を行わなければならない。

第33条 第14条第2項の規定により予防接種の実施に当たる産業医（以下「予防接種実施責任者」という。）は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の定めるところにより予防接種を行うものとする。

第34条 予防接種実施責任者は、主任安全衛生管理者の指示に基づき、予防接種を実施しようとするときは、その日時、場所その他予防接種に関し必要な事項を各課等の長に通知しなければならない。

2 各課等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知させるとともに、別に定める様式による予防接種実施者名簿を予防接種実施責任者に提出しなければならない。

3 [略]

(予防接種不参届等)

第35条 各課等の長は、公務その他やむを得ない理由により指

(健康管理)

第24条 各課等の長は、職員の健康状態に常に留意し、健康に異常の認められる者については、休養を勧め、又は医師の診断を受けさせる等適切な措置を講じなければならない。この場合において、必要と認めるときは、産業医の意見を聴くものとする。

2 各課等の長は、第45条第1項又は第49条第1項若しくは第3項の規定により要休業、要軽業若しくは要注意又は要治療（学校に勤務する職員にあつては、要医療。以下同じ。）若しくは要観察の判定を受けた職員又は第45条第2項の規定により要休業及び要治療の判定を受けたものとみなされた職員については、産業医の意見に基づき、別表に定める事後措置の基準に従い、適切な事後措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第25条 [略]

(衛生教育)

第26条 各課等の長は、職員に対して健康の保持増進のために必要な衛生のための教育を行わなければならない。

第33条 産業医は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の定めるところにより予防接種を実施するものとする。

第34条 産業医は、予防接種を実施しようとするときは、その日時、場所その他予防接種に関し必要な事項を各課等の長に通知しなければならない。

2 各課等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知させるとともに、別に定める様式による予防接種実施者名簿を産業医に提出しなければならない。

3 [略]

(予防接種不参届等)

第35条 各課等の長は、公務その他やむを得ない理由により指

定された日時及び場所において予防接種を受けることができない職員があるときは、別に定める様式による予防接種不参加を予防接種実施責任者に提出し、その指示に従って予防接種を受けさせなければならない。

第36条 職員は、予防接種を受けなかったときは、各課等の長の指示に従い、予防接種を受け、その事実を証明する書類を各課等の長を経て予防接種実施責任者に提出しなければならない。

(予防接種実施結果の通知及び報告)

第37条 予防接種実施責任者は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施者名簿に記入して各課等の長に通知するとともに、別に定める様式による予防接種実施結果報告書により主任安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康診断の種類)

第38条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

(定期健康診断)

第39条 定期健康診断は、すべての職員（第24条第2項の規定により療養又は休業の保護措置を受けている職員（以下「療養者等」という。）を除く。）について、毎年5月から6月までの間（学校に勤務する職員については、教育長が指示する時期）に行う。

2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員（療養者等を除く。）については、毎年8月及び2月に行う。

3・4 [略]

(健康診断の実施)

第42条 第14条第2項の規定により健康診断の実施に当たる産業医（以下「健康診断実施責任者」という。）は、主任安全衛生管理者の指示に基づき、健康診断を実施しようとするときは、その日時、場所その他健康診断に関し必要な事項を定めて各課等の長に通知しなければならない。

2 [略]

3 [略]

定された日時及び場所において予防接種を受けることができない職員があるときは、別に定める様式による予防接種不参加を産業医に提出し、その指示に基づいて予防接種を受けさせなければならない。

第36条 職員は、産業医が実施する予防接種を受けなかったときは、各課等の長の指示に従い、予防接種を受け、その事実を証明する書類を各課等の長を経て産業医に提出しなければならない。

(予防接種実施結果の通知及び報告)

第37条 産業医は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施者名簿に記入して各課等の長に通知するとともに、別に定める様式による予防接種実施結果報告書により主任安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康診断の種類)

第38条 健康診断は、定期健康診断、臨時健康診断及び採用時の健康診断とする。

2 次条から第51条までの規定は、採用時の健康診断については、適用しない。

(定期健康診断)

第39条 定期健康診断は、全ての職員（第24条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている職員（以下「療養者」という。）を除く。）について、毎年5月から6月までの間（学校に勤務する職員にあつては、主任安全衛生管理者が指定する時期）に行う。

2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）については、毎年8月から翌年2月までの間に定期健康診断を行う。

3・4 [略]

(健康診断の実施)

第42条 産業医は、第39条第3項及び第4項又は前条第2項の規定により主任安全衛生管理者が定める検査の項目及び実施の細目に従い健康診断を実施するものとする。

2 産業医は、健康診断を実施しようとするときは、その日時、場所その他健康診断に関し必要な事項を各課等の長に通知しなければならない。

3 [略]

4 [略]

第43条 各課等の長は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない職員については、健康診断実施責任者の指示に従って健康診断を受けさせなければならない。

第44条 職員は、健康診断を受けなかったときは、各課等の長の指示に従い、健康診断終了後1箇月以内に、別に定める様式による健康診断受診届に必要な資料を添え、各課等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、健康診断実施責任者が適当と認めたときは、健康診断を受けたものとみなす。

(健康管理区分の判定等)

第45条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を判定基準に従い、当該健康診断を受けた職員（前条第2項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。）について健康管理区分の判定を行い、その判定を別に定める様式による健康診断結果判定通知書により各課等の長に通知しなければならない。この場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員（以下「要保護者」という。）については、各課等の長がとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 前項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養（A₁）又は要休業（A₁）の判定を受けたものとみなす。

(1)・(2) [略]

3 第1項に規定する場合のほか、妊娠に起因する疾病により療養を行った療養者等が、前項の規定により判定を受けたものとみなされている場合において職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第11号に掲げる場合における特別休暇の承認を受けたときは、当該承認の日当該療養の直前の健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

4 [略]

(療養の報告)

第47条 各課等の長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、別に定める様式による職員療養（継続）報告書を、健康診断実施責任者を

第43条 各課等の長は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない職員については、産業医の指示に基づいて健康診断を受けさせなければならない。

第44条 職員は、各課等の長の指示に従い、健康診断を受けなければならない。

2 職員は、産業医が実施する健康診断を受けなかったときは、各課等の長の指示に従い、当該健康診断終了後1月以内に、別に定める様式による健康診断受診届に必要な資料を添え、各課等の長を経て産業医に提出しなければならない。

3 前項の場合において、産業医が適当と認めたときは、第42条の健康診断を受けたものとみなす。

(健康管理区分の判定等)

第45条 産業医は、健康診断を実施したときは、当該健康診断を受けた職員（前条第3項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。）について別表に定める判定基準による健康管理区分（以下「健康管理区分」という。）の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康診断結果判定通知書により各課等の長に通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、当該職員は同項の規定により要休業及び要治療の判定を受けたものとみなす。

(1)・(2) [略]

3 第1項に規定する場合のほか、妊娠に起因する疾病により療養を行った療養者等が、前項の規定により判定を受けたものとみなされている場合において職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第11号に掲げる場合における特別休暇の承認を受けたときは、当該承認の日当該療養の直前の健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

4 [略]

(療養の報告)

第47条 各課等の長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、別に定める様式による職員療養（継続）報告書を、産業医を経て主任安全

経て主任安全衛生管理者に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満のものについては、この限りでない。

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3箇月ごとに別に定める様式による療養経過報告書を各課等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、主任安全衛生管理者の指示に基づき、所要事項を記録しておかなければならない。

(健康管理区分の変更)

第48条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める様式による健康管理区分変更申請書（以下「変更申請書」という。）に別に定める様式による医師の診断書及び審査に必要な資料（以下「審査資料」という。）を添えて、各課等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

(1) 療養者等が出勤しようとするとき。

(2) 第24条第2項の規定により要軽業、要注意又は要観察の措置を受けている職員が当該措置の変更又は解除を求めるとき。

(3) 判定基準に掲げる健康の管理区分に該当する職員が当該管理区分の変更を求めるとき。

(変更申請書等を受理した場合の処理)

第49条 健康診断実施責任者は、変更申請書を受理したときは、当該変更申請書を、判定基準に従い、職員について、健康管理区分の判定を行い、その判定を別に定める様式による健康管理区分判定通知書により各課等の長に通知しなければならない。この場合において、要保護者については、各課等の長のとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 健康診断実施責任者は、精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされていないもの及び精神疾患以外の傷病により勤務を離れて療養している職員のうち主任安全衛生管理者が別に定めるもの又は精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされているものが出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して主任安全衛生管理者に送付するものとする。

衛生管理者に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満のものについては、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、学校の長は、職員療養（継続）報告書を主任安全衛生管理者に提出するとともに、当該報告書の写しを産業医に提出しなければならない。

3 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3月ごとに、別に定める様式による療養経過報告書を各課等の長を経て産業医に提出しなければならない。

4 産業医は、療養経過報告書の提出を受けたときは、主任安全衛生管理者の指示に基づき、所要事項を記録しておかなければならない。

(健康管理区分の変更)

第48条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める様式による健康管理区分変更申請書（以下「変更申請書」という。）に医師の交付した別に定める様式による診断書及び審査に必要な資料（以下「審査資料」という。）を添えて、各課等の長を経て産業医に提出しなければならない。

(1) 療養者が出勤しようとするとき。

(2) 職員が健康管理区分の変更を求めるとき。

(変更申請書等を受理した場合の処理)

第49条 産業医は、変更申請書を受理したときは、健康管理区分の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康管理区分判定通知書により各課等の長に通知しなければならない。この場合において、事後措置の必要な職員については、各課等の長の講ずべき事後措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 産業医は、精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされていないもの及び精神疾患以外の傷病により勤務を離れて療養している職員のうち主任安全衛生管理者が別に定めるもの又は精神疾患により勤務を離れて療養している職員で休職にされているものが出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して主任安全衛生管理者に送付するものとする。

3 主任安全衛生管理者は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたときは、審査会の審査を経て判定基準に掲げる健康管理区分の判定をし、その判定を健康管理区分判定通知書により健康診断実施責任者及び各課等の長に通知するものとする。

4・5 [略]

(保護措置の通知及び報告)

第50条 各課等の長は、第24条第2項の規定により、保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に別に定める様式による保護措置等通知書を交付して行わなければならない。

2 各課等の長は、前項の規定により職員に保護措置等通知書を交付したときは、速やかに別に定める様式による保護措置等報告書により健康診断実施責任者に報告しなければならない。ただし、第38条に規定する健康診断の結果に基づき保護措置をする場合においては、保護措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 前項の場合において、勤務を離れて療養した期間が14日以上にわたる職員について要療養の保護措置を解除したときは、別に定める様式による療養解除報告書により、主任安全衛生管理者に報告しなければならない。

(記録管理)

第51条 健康診断実施責任者は、職員の健康診断及び第45条第1項に規定する健康管理区分の判定の結果その他必要な事項について、主任安全衛生管理者の指示により記録し、又は管理しなければならない。

第5章 雑則

(採用時の健康診断)

第52条 教職員課厚生福利担当課長は、各課等に勤務する職員を採用する場合は、その者の健康診断を行うとともに、当該健康診断の結果を、主任安全衛生管理者の指示に基づき、健康診断実施責任者を経由して、各課等の長に送付しなければならない。

2 前項の健康診断は、主任安全衛生管理者の指定する医療機

3 主任安全衛生管理者は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたときは、審査会の審査を経て健康管理区分の判定を行い、その結果を健康管理区分判定通知書により産業医及び各課等の長に通知するものとする。

4・5 [略]

(事後措置の通知及び報告)

第50条 各課等の長は、第24条第2項の規定により事後措置を講じ、又は当該事後措置を変更するときは、職員に別に定める様式による事後措置等通知書を交付して行わなければならない。

2 各課等の長は、前項の規定により職員に事後措置等通知書を交付したときは、速やかに別に定める様式による事後措置等報告書により産業医に報告しなければならない。ただし、第38条に規定する健康診断の結果に基づき事後措置を講じる場合においては、事後措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 前項の場合において、勤務を離れて療養した期間が14日以上にわたる職員について療養のため勤務させないこととする事後措置を解除したときは、別に定める様式による療養解除報告書により主任安全衛生管理者に報告しなければならない。

(記録管理)

第51条 産業医は、職員の健康診断及び健康管理区分の判定の結果その他必要な事項について、主任安全衛生管理者の指示により記録し、又は管理しなければならない。

(採用時の健康診断)

第52条 主任安全衛生管理者は、各課等に勤務する職員を採用する場合は、その者の健康診断を行う。

2 前項の健康診断は、主任安全衛生管理者の指定する医療機関において、別に定める様式による採用者健康診断書により、精密に行うものとする。

第5章 雑則

関において、別に定める様式による採用者健康診断書により、精密に行うものとする。

(秘密の保持)

第53条 職員の安全及び健康の確保に関する業務に従事している者又は従事していた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第24条、第45条、第48条、第49条、第51条関係）

(ア) 本庁及び学校以外の出先機関に勤務する職員

健康管理区分				事後措置の基準
区分		判定基準		
生活規制の面	A	要休業	勤務を休む必要がある場合	休暇、休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B	要軽業	勤務に制限を加える必要がある場合	勤務場所又は職務の変更、休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外労働、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C	要注意	勤務をほぼ平常に行ってよい場合	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D	健康	平常の勤務でよい場合	
医療の面	1	要治療	医師による直接の医療行為を必要とする場合	必要な医療を受けるよう指示すること。
	2	要観察	定期的に医師の観察指導を必要とする場合	観察指導を受けるよう勧奨し、及び発病又は再発防止のため必要な指導のため必要な指導等を行うこと。
	3	健康	医師による直接の医療行為又は指導を必要しない場合	

(イ) 学校に勤務する職員

健康管理区分				事後措置の基準
区分		判定基準		
生活規制の面	A	要休業	勤務を休む必要がある場合	休暇、休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B	要軽業	勤務に制限を加える必要がある場合	勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。
	C	要注意	勤務をほぼ平常に行ってよい場合	超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。
	D	健康	平常の勤務でよい場合	
医療の面	1	要医療	医師による直接の医療行為を必要とする場合	必要な医療を受けるよう指示すること。
	2	要観察	定期的に医師の観察指導を必	

			要とする場合	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
	3	健康	医師による直接の医療行為又は指導を必要しない場合	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の岩手県教育委員会安全衛生管理規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により次の左欄に掲げる健康管理区分の判定を受けている職員（学校に勤務する職員を除く。）は、この訓令による改正後の岩手県教育委員会労働安全衛生管理規程（以下「改正後の規程」という。）の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

要療養（A ₁ ）	要休業及び要治療
要療養（A ₂ ）	要休業及び要観察
要軽業（B ₁ ）	要軽業及び要治療
要軽業（B ₂ ）	要軽業及び要観察
要注意（C ₁ ）	要注意及び要治療
要注意（C ₂ ）	要注意及び要観察
要観察（D ₂ ）	健康及び要観察
保護措置不要（D ₃ ）	健康

- 3 この訓令の施行の際現に改正前の規程の規定により次の左欄に掲げる健康管理区分の判定を受けている学校に勤務する職員は、改正後の規程の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

要休業（A ₁ ）	要休業及び要医療
要休業（A ₂ ）	要休業及び要観察
要軽業（B ₁ ）	要軽業及び要医療
要軽業（B ₂ ）	要軽業及び要観察
要注意（C ₁ ）	要注意及び要医療
要注意（C ₂ ）	要注意及び要観察
要観察（D ₂ ）	健康及び要観察
保護措置不要（D ₃ ）	健康

- 4 この訓令の施行の際現に改正前の規程の規定により講じられている保護措置は、改正後の規程の規定により講じられた事後措置とみなす。